幼保連携型認定こども園　子宝保育園　園則及び運営規程

（目的）

この認定こども園（以下「当園」という）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法及びこども子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

（施設の名称等）

社会福祉法人育生会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　子宝保育園

（２）所在地　安城市今池町１丁目 24 番 18 号

（保育理念と目標）

当園の保育理念と目標は以下のとおりとする。

保育理念　子どもと保護者が安心できる保育

保育目標　心身ともにたくましい子、よくあそぶ子、意欲のある子、思いやりのある子

（教育・保育の内容）

当園の教育課程その他教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領による。

（子育て支援の内容）

当園における保護者に対する子育ての支援及び地域における子育て家庭の保護者に対する支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

２　当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

（利用定員について）

当園の利用定員は、１００名で、子ども・子育て支援法第３１条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもについて区分ごとに、次のとおり定める。

（１）満３歳以上で教育を必要とする場合《以下「幼稚園コース」という》　９名

（２）満３歳以上で保育を必要とする場合《以下「保育園コース（２号）」という》　４０名

（３）満３歳未満で保育を必要とする場合《以下「保育園コース（３号）」という》　５１名

（学年・学期）

当園の学年は、４月１日から翌年３月３１日までとし、次の３学期に分ける。

第１学期　４月１日から　８月３１日まで

第２学期　９月１日から１２月３１日まで

第３学期　１月１日から　３月３１日まで

（休園日）

当園の休園日は、次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（３）１２月２９日から１月３日まで

（４）土曜日（保育を必要とする園児以外の園児）
（５）長期休業については当園では、希望保育期間を設ける。希望保育期間中は、幼稚園コースは休園とする。希望保育期間は年末年始、年度末年度始め、近隣企業の長期休業期間に合わせて年間 30 日程度を設定する。

２　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休園日に保育を行うことがある。

３　非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

（始業、終業時間）

この認定こども園の教育時間の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

（１）　始業時間　午前７時 30 分
（２）　終業時間　午後６時 30 分

２　この認定こども園の平日及び土曜日における保育時間の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

幼稚園コース（１号）※

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
保育時間	8:45～14:30
早朝預かり	8:15～8:45
延長預かり	14:30～16:15
休業日	土曜日・日曜日 祝日・年末年始 希望保育期間

幼稚園コース（新２・３号）※

提供する曜日	月曜日から土曜日
保育時間	8:45～14:30
早朝預かり	8:15～8:45
延長預かり	14:30～18:00
休業日	日曜日・祝日 年末年始

保育園コース（２・３号）※

提供する曜日	月曜日から土曜日
保育時間	8:15～16:15
早朝保育	７：30～８：15
延長保育	16:15～18:30
休業日	日曜日・祝日 年末年始

※幼稚園コースの預かり保育及び保育園コースの利用時間は必要に応じ承諾する。

※土曜保育は子宝保育園にてちいさなこだから保育園の園児も合同保育することがある。

３　令和９年度より土曜日の始業終業時間は午前８時 15 分～午後５時００分までに変更する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種及び員数は次のとおりとする。ただし、員数は認定こども園法その他の関係法令に定める基準を下回らない人数とする。

職名	員数	職名	員数
園長	１名	保育教諭	14 名以上
調理員	２名以上	園医	１名
歯科医	１名	薬剤師	１名
保育補助※１	必要数	その他職員※2	必要数

※１　保育補助の職務は保育教諭の補助を行い保育教諭の業務負担軽減を行う。

※２　その他職員は認定こども園法その他の関係法令に定めるところによる職員を必要に応じ園長が配置する。

２　前項で定める職員の職務は、認定こども園法その他の関係法令に定めるところによる。

（入園について）

当園への入園をするときは、当園が定める所定の手続きを要する。

（１）幼稚園コースについては、満三歳以上児で教育を必要とする、小学校就学前の子どもを対象とする。入園希望者が、定員を上回る場合は、当園の建学の精神に基づき選考を行う。
（２）保育園コースについては、安城市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。
（３）特別な配慮が必要な子どもの入園については関係機関と協議して適否を判断する。

（休園・退園について）
休園又は退園をしようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。退所日は原則、末日とする。
２　園長は下記に該当するときは退園をさせることができる
（１）児童の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
（２）保護者が保育料等の滞納を故意に行っていると当園が判断したとき
（３）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
（卒園について）
当園の所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。
（保育料等について）
当園は、安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、利用する子どもの居住する市町村が定める額の利用負担額を利用する子どもの保護者から徴収する。
２　当園は、前項に定めるほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費について、別表のとおり設定し、その支払いを利用者から受けるものとする。
３　当園は、前２項に定めるほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを保護者から受けることがある。
４　利用者負担額は登園日数に関わらず月の初日に在籍していた場合は、その月の全額の支払いを保護者から受けるものとする。
（緊急時対応及び非常災害対策について）
当園の緊急時における対応は、次のとおりとする。
（１）当園で病気や事故で、児童を病院へ搬送する場合は、事前に保護者に電話で搬送先の病院を相談し、決定してから搬送する。ただし、保護者に連絡が付かない場合又は緊急の場合には、園が適切と判断する病院に搬送する。
（２）台風、地震などの災害に対する対応は、安城市の定める『災害時における園児の登園のしかた《保育園》』他、各種マニュアルに従い判断する。
（３）防火管理者を置き、非常その他緊急の事態に備え、防火対策、消防計画等の対策をたて、定期的な避難訓練を実施する。
（４）保護者は緊急時の為、『緊急連絡表』を提出すること。『緊急連絡表』の内容と異なるときは、必ず伝えること
（虐待防止について）
当園は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。
２　職員は、児童に対し、児童虐待防止法第２条※に掲げる行為、その他心身に有害な影響を与える行為をしないよう資質の向上に努める。
※　児童虐待防止法第２条
１　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
２　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
３　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
４　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
（細則について）

この園則及び運営規程の実施に必要な細則は、園長が別に定める。
以下は細則とする。

（要望・苦情等に関する相談窓口）

当園では、要望・苦情などに係る窓口を下記の通り設置しています。
ご要望・苦情等の受付担当者・・・安藤　範子
ご要望・苦情等の解決責任者・・・田中　篤樹

担当者と責任者の対応によってもご納得いただくことができない方は、当園と第三者の関係にある「相談窓口」を設置しています。

（出席停止について）

法令又は規則により該当する病気で他の児童に感染する恐れのある間、登園はできません。別紙の当園許可証明書をもらって登園させて下さい。

（薬の与薬について）

原則、薬の与薬は行いません。別紙「薬について（お願い）」に従い薬依頼書を提出していた場合のみ対応を致します。

（食事について）

当園では、栄養を十分に考慮した給食を提供しています。献立表を毎月お渡します。園の都合により、ご家庭から弁当をお持ちいただくことがあります。

（離乳食について）

別紙「離乳食食材確認表」に従って、段階を分けて行っています。お子さんの状況や様子について園と保護者で話し合いながら対応を考えていきますが、全てのご要望に対応できない場合があることもご了承ください。

（アレルギー食について）

別紙「アレルギー調査書」を入園前に提出して頂きます。お子さんの状況や様子について、園と保護者で話し合いながら対応を考えていきますが、全てのご要望に対応できない場合があることもご了承ください。食物アレルギーのあるお子さんについては別紙「アレルゲン確認表」に同意して頂き対応を致します。

（希望保育期間について）

当園では、希望保育期間を設けることがあります。希望保育期間中は、保育の認定に加え、両親共にお仕事など、保育を必要とする方のみの保育にご協力をいただきたいです。お願いできる方は、祖父母の方にもご協力をお願いします。希望保育期間は、年末年始、年度末年度始め、近隣企業の長期休業期間に合わせて設定をします。保育準備、職員休暇に必要な期間となりますのでご協力をお願いします。

（プライバシーポリシーについて）

子宝保育園個人情報管理規程に基づき、プライバシーポリシーを以下のとおり定めています。
当園は、個人情報の重要性を認識し、以下の事項を遵守し、個人情報保護への取り組みを進めていきます。

（１）個人情報の利用目的

園児の個人情報は、以下の目的のために利用し、目的外の利用は行いません。
在籍管理、児童記録管理、要録管理、保険管理、保育料等管理等、園児の教育・保育を行うため
子育て支援、課外活動支援、保健衛生管理等、園児及び保護者の支援を行うため
入退所転園業務、各種事務手続き業務を行うため
医療機関および各種専門機関（保健センター、あんステップ等）、父母の会との連携のため
教育・保育に必要な行事（誕生会、季節の行事等）・制作（壁面制作等園内作品展、公民館まつり等の作品展）等を行うため
保育の質向上および職員の資質向上のための研修を行うため
その他、教育・研修に関する業務、および、当園の管理・運営に関する業務に必要な事項を

処理するため

（２）個人情報の管理

当園は適切かつ厳重に個人情報を管理します。また個人情報に関する不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等を防ぐため、安全対策を講じ、その維持・改善を図ります。原則として、上記に定めた場合や、本人の同意を得た場合や、法令により許される場合でない限り、第三者への情報の提供はいたしません。

（３）個別の対応

児童福祉の観点等により上記プライバシーポリシーとは別に個別の配慮が必要な方は、必ずお申し出ください。全てのご要望には応えられないことがありますが、対応を検討します。

（肖像権について）

子宝保育園の事業紹介や、保育園の様子を紹介する用途（園だより、アルバム作成、掲示物、写真販売、パンフレット、SNS等）に限り保育園で撮影した園児の映像、写真を無償で使用させていただきます。不都合のある方は、必ずお申し出ください。

（防犯カメラの設置について）

園内には防犯カメラを設置しています。園内の防犯カメラの管理につきましては、社会福祉法人育生会防犯カメラ設置運用要領に従い管理しています。

（アニメキャラクター等に関する考え方）

アニメキャラクター等の用品を園内に持ち込む前に、ご注意いただきたいことがあります。アニメキャラクター等はアンパンマンやジブリ作品、ディズニー作品等絵本になり語り継がれ、文化的にも教育的にも子ども達に伝えていきたい作品もあり、園内にもアニメキャラクターの用品はあります。また、乳幼児の生活用品としてアニメキャラクターを使用した用品もあり安価に手に入るため購入している家庭も多くあると思います。しかし、そうした用品の一部には、子ども達の購買意欲を過度に煽るような商品もあり、当園では子ども達がそれを競い合うような雰囲気にはしたくないと考えています。その判断は各家庭により異なるため、当園からアニメキャラクター用品の持ち込みを禁止することはありませんが、各家庭におかれましては、アニメキャラクター等に限らず、テレビ、インターネット動画等との接し方を含め、乳幼児期の子ども達の健やかな成長が図られるように適当な環境を与えていただきたいと思います。

（制服等の考え方）

当園では入園時や進級時に制服等を購入していただきます。当園では、子どもの主体性や個性を大切にして保育を行います。制服があることで、合理的に送迎時の準備ができたりするなど各家庭と職員の負担軽減になり、それが子どもの生活しやすい環境に繋がり、安心感の下で自由な個人の個性や行動が生まれると考えています。また、在園期間を通じ各家庭の経済的な負担を軽減できるとも考えます。そして、集団生活の中で、TPOやマナーなどの習慣を身に着ける教育的な役割も果たしてくれる等、保育環境の一部として必要であると考えています。

（空調機器等の使用について）

当園では、全ての保育室に空調機器が設置されています。空調機器等は、乳幼児期の子ども達が、養護の行き届いた環境の下生命の保持や情緒の安定を図るために必要なものだと考えています。しかし、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養うためには、発達段階に応じて使用頻度等は考えなければなりません。日光の下で汗をかき、戸外で遊ぶことも乳幼児期には必要です。そのためには、屋内でも常時空調の効いた環境で過ごすことは好ましくないこともあります。当然ですが、２カ月の子どもと年長児の養護面の配慮は異なります。空調機器等の適切な使用により、安全に保育をしていきます。空調機器に関する上乗せの費用はいただきません。

（課外教室の考え方）

当園では、当園が行う教育・保育とは別に外部の講師等による課外教室を利用できます。当

園を利用する保護者の習い事への送迎の負担を減らすことで、子ども達が個人の意欲に応じた学びの機会が得られやすくなると考えています。当園は先生という存在は、いわゆる学校の教員だけでなく誰もが先生になれ、誰からも学びを得られると考えています。特に専門の講師による指導は、当園の職員からとは違う学びを得る機会ともなります。ただし、子どもの意欲や興味に合わない過度な早期教育とならないよう保護者が子どもの様子を見て申し込みの判断していただきたいです。学びの機会に不平等感を感じる方もいるかもしれませんが、子どもは必ず自分の学びを友達にも還元してくれると考えています。また、得意な子どもから真似ることで課外教室に参加していない子ども達にも良い影響が生まれると期待しています。課外教室への参加を希望される方は、主催者と別途契約が必要で料金が発生します。課外教室の内容や講師は、受講状況や講師の都合により変更することがあります。

（その他のお願い）

- 登園する前には、子どもの様子を確認して下さい。当園では、発熱時『37.5 度』以下を保育受入れの目安としています。ただし、集団生活に支障がある場合はお迎えを依頼することがあります。
- 園児の送迎は保護者が責任をもって、職員にお預け下さい。
- お迎えの時間がいつもより遅くなるとき、また、いつもと異なる人に依頼する場合があれば、必ず連絡をして下さい。
- 送迎用駐車場（園庭南側）の台数に限り（８台）がありますので、皆さんが利用できるよう速やかな送迎をお願いします。各種行事の際は、駐車場として利用できません。車上荒らし、自転車を狙った置引の被害があります。送迎時でも貴重品を置いたままにしないで下さい。
- 集金や書類の提出は、月曜日から金曜日までに職員に手渡しをして下さい。

その他、園則の実施に必要な細則は、園長が別に定める。

附　則

この園則は、平成３１年４月１日から実施する。

附　則

この園則は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この園則は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

この園則は、令和７年４月１日から実施する。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本園則及び運営規程により重要事項の説明を行いました。

園　　名：子　宝　保　育　園
説明者職名：園　長　田中　篤樹